平成２３年（フ）第４４５号
埼玉県東松山市松山町３丁目５番70号　テラスコート野口４号
債務者　古塩　俊江
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蔭山　好信
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月７日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３８号
静岡県下田市吉佐美142番地の11
債務者　笹本　寛人
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　雅直
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月26日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２６８４号
横浜市西区浜松町12番13―207号
債務者　村田　武司
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　孝之
4　破産債権の届出期間　平成23年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月６日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５５５３号
東京都国立市北１丁目11―20
債務者　荒山　勝三
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　好己
4　破産債権の届出期間　平成23年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６５３号
埼玉県越谷市大成町１丁目2338
債務者　古巣　忠孝
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪木登志子
4　破産債権の届出期間　平成23年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月10日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６号
静岡県富士宮市大岩45番地の１、前住所静岡県富士宮市大岩467番地の７
債務者　笠井設計こと　笠井　昭吾
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津島　章利
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月９日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１５９３３号
東京都目黒区東が丘１丁目29―６
債務者　樋口　　潮
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　秀二
4　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９７号
広島市中区舟入南１丁目７番７―801号
債務者　早竹　達弘
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷井　　智
4　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３８号
横浜市金沢区能見台東11　ビーコンヒル能見台サウスビル９―403、住民票上の住所兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目10番21号
債務者　平田　全利
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　圭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１号
岩手県九戸郡軽米町大字上舘第19地割37番地２
債務者　中村　留吉
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第２９号
和歌山県日高郡印南町大字島田1223番地の５
債務者　原野　恒利
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第７４４号
札幌市南区澄川１条１丁目３番34―305号、申立時の住所札幌市豊平区平岸３条５丁目５番24―205号
債務者　山下　　修
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤美海子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４５号
札幌市南区澄川１条１丁目３番34―305号、申立時の住所札幌市豊平区平岸３条５丁目５番24―205号
債務者　竹嶋　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤美海子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２５３７号
愛知県春日井市藤山台７丁目１番地23　リケーレＫ１―Ｃ号室
債務者　藤下　美保
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９０号
愛知県知立市東上重原１丁目66番地　エステートＢＥＬＬ１―109号
債務者　酒井　幸枝
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係